

保険プラン

計算基準日 平成19年10月 1日

作成日 平成19年 9月 2日



TOKIOMARINE
NICHIDO

被保険者 55歳 男性 様

55歳 男性

1

保険種類	保険金額（初年度）	保険期間	払込期間	払込方法	保険料
がん治療支援保険[無配当] 無解約返戻金期間：払込期間と同じ		終身	終身	月払 口座振替	6,024円
診断給付金額	100 万円				
入院給付金日額	10,000円				
がん手術特約	20 万円	終身	終身	月払 口座振替	648円
がん通院特約	10,000円	終身	終身	月払 口座振替	965円
				小計	7,637円

一部一時払保険料	0円
一括・前納保険料	0円
ボーナス月保険料	0円

合計保険料（一回分） 7,637円

初回払込保険料 7,637円

注意事項

- がん治療支援保険の低解約返戻金割合、解約返戻金倍率は、無解約返戻金期間（払込期間と同じ）満了後に適用となります。（保険期間と払込期間が同じ場合は、保険期間を通じて適用されず解約返戻金はありません。また特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。）
- がん治療支援保険の保険契約の責任開始は保険期間の始期から91日目となります。保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から当社は保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

55歳 男性様の「がん治療支援保険」の保障の内容は以下のとおりです。

(1) がんと診断確定されたとき（診断給付金）

支払事由	給付金額（初年度）
責任開始期以後、初めてがんと診断確定されたとき、または、その後次のいずれかに該当したとき 一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたとき がんが他の臓器に転移したと診断確定されたとき がんが新たに生じたと診断確定されたとき	100万円

- ・回数に制限なく一時金としてお支払いします。ただし、2回目以降については、前回の診断給付金をお支払いすることとなった日から2年以上経過している場合に限りま。
- ・診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます）により日本の医師または歯科医師の資格を持つものによってなされることを要します。
- ・初期の段階のがんである「上皮内がん」も保障します。

(2) がんの治療のため、所定の入院をされたとき（入院給付金）

支払額	給付金日額（初年度）
入院給付金日額 × 入院日数	10,000円

- ・1回の入院に対する支払限度や通算の支払限度はありません。
- ・初期の段階のがんである「上皮内がん」も保障します。

(3) がんの治療のため、所定の手術をうけられたとき（手術給付金特約）

支払額	給付金額（初年度）
手術給付金額（入院給付金日額の20倍）	20万円

- ・手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、ファイバースコープによる悪性新生物手術など手術の種類によっては、60日間に1回の給付限度があります。
- ・手術の種類によって、お支払対象外の手術もあります。
- ・初期の段階のがんである「上皮内がん」も保障します。

(4) がんの治療のため、通院されたとき（通院給付金特約）

支払額	給付金日額（初年度）
通院給付金日額 × 通院日数	10,000円

- ・1回の入院についての支払限度は45日（通算は730日）となります。
- ・初期の段階のがんである「上皮内がん」も保障します。
- ・入院給付金の支払日数が1日以上となる入院をした場合、入院日前日から遡及して60日以内の期間または退院日の翌日から180日以内の期間にがんの治療を目的として所定の通院をしたとき、通院給付金をお支払いします。

注意事項

- ・がん治療支援保険の責任開始は保険期間の始期から91日目となります。
- ・保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から当社は保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。
- ・被保険者が責任開始期の前日までがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者、給付金受取人がその事実を知っているといないにかかわらず、契約は無効となり、給付金をお支払いすることができません。また、保険料のお払込も免除いたしません。
- ・上皮内がんとは、がんが粘膜の一番上の上皮にとどまっいて、粘膜の一番下の基底膜がまだ破壊されていない状態をいいます。

明細表

計算基準日 平成19年10月 1日
作成日 平成19年 9月 2日

55歳 男性様の保険金額、保険料、解約返戻金の推移明細は次のようになっております。

(単位：円)

経過 年数	年齢 (歳)	普通死亡保険金額			年金年額 満期保険金額 健康給付金額	保険料累計	解約返戻金	解約 返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金での お受取り	分割でお受取りの場合						
			一時金+分割金 受取総額	初年度 特約年金月額					
1	56	---	---	---	---	91,644	0	0.0	---
2	57	---	---	---	---	183,288	0	0.0	---
3	58	---	---	---	---	274,932	0	0.0	---
4	59	---	---	---	---	366,576	0	0.0	---
5	60	---	---	---	---	458,220	0	0.0	---
6	61	---	---	---	---	549,864	0	0.0	---
7	62	---	---	---	---	641,508	0	0.0	---
8	63	---	---	---	---	733,152	0	0.0	---
9	64	---	---	---	---	824,796	0	0.0	---
10	65	---	---	---	---	916,440	0	0.0	---
11	66	---	---	---	---	1,008,084	0	0.0	---
12	67	---	---	---	---	1,099,728	0	0.0	---
13	68	---	---	---	---	1,191,372	0	0.0	---
14	69	---	---	---	---	1,283,016	0	0.0	---
15	70	---	---	---	---	1,374,660	0	0.0	---
16	71	---	---	---	---	1,466,304	0	0.0	---
17	72	---	---	---	---	1,557,948	0	0.0	---
18	73	---	---	---	---	1,649,592	0	0.0	---
19	74	---	---	---	---	1,741,236	0	0.0	---
20	75	---	---	---	---	1,832,880	0	0.0	---
21	76	---	---	---	---	1,924,524	0	0.0	---
22	77	---	---	---	---	2,016,168	0	0.0	---
23	78	---	---	---	---	2,107,812	0	0.0	---
24	79	---	---	---	---	2,199,456	0	0.0	---
25	80	---	---	---	---	2,291,100	0	0.0	---
26	81	---	---	---	---	2,382,744	0	0.0	---
27	82	---	---	---	---	2,474,388	0	0.0	---
28	83	---	---	---	---	2,566,032	0	0.0	---
29	84	---	---	---	---	2,657,676	0	0.0	---
30	85	---	---	---	---	2,749,320	0	0.0	---
31	86	---	---	---	---	2,840,964	0	0.0	---
32	87	---	---	---	---	2,932,608	0	0.0	---
33	88	---	---	---	---	3,024,252	0	0.0	---
34	89	---	---	---	---	3,115,896	0	0.0	---
35	90	---	---	---	---	3,207,540	0	0.0	---

明細表

計算基準日 平成19年10月 1日
作成日 平成19年 9月 2日

55歳 男性様の保険金額、保険料、解約返戻金の推移明細は次のようになっております。

(単位：円)

経過 年数	年齢 (歳)	普通死亡保険金額			年金額 満期保険金額 健康給付金額	保険料累計	解約返戻金	解約 返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金での お受取り	分割でお受取りの場合						
			一時金 + 分割金 受取総額	初年度 特約年金月額					
36	91	---	---	---	---	3,299,184	0	0.0	---
37	92	---	---	---	---	3,390,828	0	0.0	---
38	93	---	---	---	---	3,482,472	0	0.0	---
39	94	---	---	---	---	3,574,116	0	0.0	---
40	95	---	---	---	---	3,665,760	0	0.0	---
41	96	---	---	---	---	3,757,404	0	0.0	---
42	97	---	---	---	---	3,849,048	0	0.0	---
43	98	---	---	---	---	3,940,692	0	0.0	---
44	99	---	---	---	---	4,032,336	0	0.0	---
									以下余白

注意事項

- ・実際の解約返戻金の額は、経過年月数・払込年月数などによって異なりますのでご注意ください。
- ・がん治療支援保険の低解約返戻金割合、解約返戻金倍率は、無解約返戻金期間（払込期間と同じ）満了後に適用となります。（保険期間と払込期間が同じ場合は、保険期間を通じて適用されず解約返戻金はありません。また特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。）
- ・がん治療支援保険の無解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金割合を上限(100%)に設定した場合の解約返戻金の30%、入院給付金日額の10倍のいずれか小さい額となります。
- ・がん治療支援保険には、死亡に対する保険金はありません。（被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。）